

容器検査所登録者 各位

栃木県産業労働観光部工業振興課長

燃料電池自動車に係る規制の合理化及び再検査刻印の確実な実施等について（通知）

本県の高圧ガス保安行政の推進につきまして、日頃から御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 6 月に公布された改正高圧ガス保安法については、昨年 12 月 21 日に関係規則等の改正も公布され、同日に施行されたところです。本改正により、高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される燃料電池自動車について、道路運送車両法に規制が一元化されましたので、下記 1 によりその概要をお知らせします。

また、近年の立入検査等において、容器再検査及び附属品再検査に係る刻印の不備等が確認されました。このことについて、各検査所におかれましては、下記 2 のとおり確実な刻印の実施等について改めて徹底願います。

記

1 燃料電池自動車に係る規制の合理化【法第 3 条、政令第 2 条関係】

道路運送車両法に基づく自動車検査証が有効である自動車（普通自動車、小型自動車又は軽自動車で、圧縮水素、天然ガスを燃料とするもの）の装置内の高圧ガスは、高圧ガス保安法の適用除外となる高圧ガスとして追加されました。これにより、適用除外に該当する燃料装置用容器の再検査等は、道路運送車両法に基づき実施されます。

このことについて、経済産業省を通じて、独立行政法人自動車技術総合機構から別添のとおり情報提供がありましたので、併せてお知らせします。道路運送車両法に基づく規制対象や検査方法等については、国土交通省又は自動車技術総合機構に御確認願います。

なお、公道を走らないために車検を受けていないテストカー等は、これまでどおり高圧ガス保安法に基づく容器再検査等の対象となることは国に確認済みです。

改正条文等、詳しくは、県ホームページ「高圧ガス / LP ガス」の高圧ガス保安法関係・法令改正等情報に経済産業省の関係リンクを掲載していますので、御参照ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/work/kyoka/shigoto/hoan1.html#hourei-kaisei>

2 容器及び附属品の再検査刻印の不備等について

容器再検査・附属品再検査に合格した容器・附属品には、容器保安規則第 37 条及び第 38 条の基づき、検査実施者の名称の符号及び検査の年月（附属品は年月日）等を刻印することとされていますが、立入検査等において、塗装で再検査刻印が不明瞭となっている容器や、検査所の符号が欠けて刻印された容器・附属品等が確認されました。

つきましては、刻印が適切に行われているかどうか出荷前に改めて確認する等により、確実な刻印の実施等を徹底願います。

保安担当

TEL:028-623-3196

E-mail:kougyou-hoan@pref.tochigi.lg.jp

高圧ガスの燃料装置に係る 審査方法が変更になります

令和5年10月20日に公布された道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1048号）により、**圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガス**を燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品については、令和5年12月21日以降、当該告示に定めるガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準に適合しなければならないと改正されたことに伴い、審査方法を以下のとおり変更します。

- ◆**圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えられたガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準への適合性について、次に掲げる試験機関が発行した審査事務規程様式16による「ガス容器等再試験結果証明書」により審査します。**
 - ① 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第49条第1項及び第49条の4第1項に規定されている試験機関
 - ② ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる試験機関
- ◆**次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱いします。**
 - ① 審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。）を経過していないこと
 - ② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること
 - ③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと
- ◆この取扱いは、**令和5年12月21日から適用**します。

様式16「ガス容器等再試験結果証明書」ダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和6年11月30日

ガス容器等再試験結果証明書

次の自動車のガス容器及びガス容器附属品は、1. に掲げる技術基準のうちレ点を付した基準に適合していることを証明いたします。

車名： _____ 型式： _____ 車台番号： _____

1. 適合している技術基準（ガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る部分に限る。）

	技術基準
<input type="checkbox"/>	細目告示別添 131 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
<input type="checkbox"/>	細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
<input type="checkbox"/>	細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」

2. ガス容器等再試験結果証明書の有効期限

有効期限： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※ガス容器等再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。

3. ガス容器一覧

	容器の製造番号又は容器の記号及び番号		容器の製造番号又は容器の記号及び番号
1		3	
2		4	

※記載欄が不足する場合は、必要に応じ欄を追加し記載すること。

4. ガス容器等再試験結果

○証票

容器証票に記載された車台番号の確認	適 ・ 否
車載容器総括証票に記載された充填可能期限の確認	適 ・ 否

○ガス容器

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否
断熱性試験（液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器に限る。）	適 ・ 否

○ガス容器附属品

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否

5. 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言

- 本証明書は、道路運送車両法施行規則第36条第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項又は第42条第1項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に相違はありません。
- 本則 4-25 (1) に掲げる試験機関に該当し、ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有しています。

上記内容に相違ありません。

試験機関等の名称及び所在地： _____

確認者の氏名： _____